

は御祖命に渡らせ給ひ、同郡大歲神社(大月次新嘗)は其大神に婚奉らせ給ひて生み奉らせ給へる御子に坐せり、然して古事記に、故其大年神娶神活須昆神之女伊努比賣生子云々、次向日神、次聖神(五神)又娶香用比賣生子大香山戸臣神、次御年神(二柱)と所見たるに、神名式に向神社坐せるを、其社記に、神須佐男命子大歲神娶神活須日神之女神須治囉姬命生子也(下略)と傳へたるに對へ攷ふるに、古事記に伊努比賣命と香用比賣命とを別神と爲るは誤にて其同神に渡らせ給ふ由已に傳八・十三に註せるが如し、又社説に向日神と申すは御年神の御事に渡らせ給へる由云へるは然る言にて、御年神と申すは御父大年神に對ひたる御名なり、又向日は向飯にて、祝詞に朝御食夕御食能加牟加比爾長御食能遠御食能赤丹穗爾聞食と有る是なり、聖は借字にて飯知と申す義なれば、此同郡に大歲神社向神社相並ばせる事、右に引ける神名式に石見國那賀郡大歲神社・大飯彦神社御在し坐せる所以にも相叶へり、此等の所因を合せ見る時は、此大神の奇御戸を起させ給へるは實に山城國にての御事となむ所思しかりける、然して同式に紀伊郡稻荷神社三座(竝名神大月次新嘗)坐せる、此は神代を去りて遙に後世に出來れる御社には御在し坐せども、其社記に、中倉稻魂命也(即素戔嗚尊子母山祇女大市姫伊弉諾尊子同名云々)上進雄尊、下大市姫以上三座神、是尤祕々中深祕也と有るは、謂ゆる古事記の説に依れるなれども、然る可き所以有りてこそは齋かれさせ御在し坐しけり、若て神祇拾遺に、弘長六年加田中四大神爲五座也、田中社者大田分身三峰地主乎、(一説云大己貴命)四大神者四柱兒神也、五十猛大屋姫杵津姫事八十神也と云へる、合せて稻荷神五社なるが、此兩社共に素戔嗚大神の御子神等に御在し坐せるなどの所由少縁ならざるは中々に後世の人智を以て企て及ぶ所に非ざれば、決めて神代よりの舊趾な

どに由りて此三峯には宮柱定め奉れるにても有るべくなむ、偕又傳十二に云へるが如く、此大神其初高天原に御在し坐しける時、天照太神の大御命を奉はらせ御在し坐して天降り著き給へりしは此山城國葛野郡桂里なり、然して保食神に御事御在し坐しけるは攝津國稻倉山なり、其後にも天津罪の事を犯させ御在し坐して天上にて已に解除の御政有り、此度はしも其古には引き替へて其保食神の天下蒼生に恩賴を幸給ふ、稻穀を作り成し給ふ其宇賀魂大年神をしも此山城國に於て生み奉らせ給へりけむと所思しきを、其前後の事共の甚如此しも打ち合へるなむ神しも奇しとも實に妙なる事の極みには有りける、(右に引ける古事記に大年神の御子五神の中に大國御魂神次韓神次會富理神と有る事なれども、其は誤傳なれば今云ふ限に非ざれども、少か云はゞ、大國御魂神は此第六一書にては大國主神の亦名大國玉神と有る是なるが、其實は大倭神社注進狀に傳聞、大國魂神者、大己貴神之荒魂と有るが如し、次に韓神は同書に大己貴神少彦名命也と云ひ、會富理神は大己貴命之和魂大物主神也と有るが如くなれば大年神の御子にては叶はず、御父素戔嗚大神の御兒なるを、同記には其大己貴神を六世孫と傳へたるから餘物と成りて終に此には入れる者なり、若て右に謂ゆる神活須昆神は、傳十三卷に註せるが如く熊野櫛樟日神にて渡らせ給へるなり、又其御年神はしも神名式に大和國葛上郡葛木御歲神社名神大月次新嘗と有る、是なむ神代の迹と思しき所以有るを、其は已に祝詞講義に云へり、合せ考ふ可し、其三には、上に註せるが如く此の素戔嗚大神其御子大己貴神の長ならせ御在し坐しける頃ほひに至りては佗に物爲させ給ひければ、右の神大市比賣命に娶せ給へるなどは其間に在りし御事なり、然其許を離れさせ御在し坐して、其大己貴神の生ひ立を試みさせ御在し坐しける證は、古事記に、故此大國主神之兄弟八十神

坐、然皆國者避於大國主神、所以避者、其八十神各有欲婚稻羽之上上比賣之心、其行稻羽之時、於大穴牟遲神負侍、爲從者率往、於是到氣多之前時、裸菟伏也、爾八十神謂其菟云、汝將爲者、云々、故其菟曰大穴牟遲神、此八十神者、必不得八上比賣、雖負侍、汝命獲之、於是八上比賣答八十神言、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神、故爾八十神怒、欲殺大穴牟遲神、共議而、至伯伎國之手間山本云、赤猪在此山、故和禮共追下者、汝待取、若不待取者、必將殺汝云而、以火燒似猪大石而轉落、爾追下、取時、即於其石所燒著而死、爾其御祖命哭患而、參上于天、請神產巢日之命時、遣蠶具比賣與蛤具比賣、令作活、云々、於是八十神見、且欺率入山而、切伏大樹、茹矢打立其木、令入其中、即打離其冰目矢而、拷殺也、爾其御祖命哭乍求者、得見、即拆其木而取出活、告其子言、汝有此間者、遂爲八十神所滅、乃速遣於木國之大屋毘古神之御所、爾八十神覓追臻而、矢刺之時、自木保漏逃而去と所見えたるが如く、大己貴神の已に八十神の爲に殺され給はむと爲し事凡て三度なる中に、其身亡せ給へる事二度にも及ばせ給ふ程の御事なるを以て、其甚じき御災厄の較略をば想像り奉る可きなり、偕其御祖命と申すは奇稻田姬命に御在し坐して、即ち其須賀宮に大己貴神と共に御母子二柱御在し坐しける間の御辛苦なるに、御父素戔嗚大神も同じ此大八洲國の内に御在し坐したりけむを、其御祖命の天上にまで參上らせ御在し坐す程の騒ぎなるに、況て此顯國に御在し坐しながらに其を所知看ざる事や御在し坐すべき、然るを外事の如く思ほし成して助け奉り給ふ御氣色も御在し坐さざるなむ、此には幽深き致有る御事なる可からし、(古事記に此大國主神を六世孫と爲る事なれども、此に引き合ふ事とは出雲風土記に、大原郡海潮郷、郡家

正東一十六里卅三步、古老傳云、宇能治比古命恨御祖須我禰命而、北方出雲海潮押上漂御祖之神、此海潮至、故云得鹽と有る是のみなるが、此海潮郷は上に謂ゆる須賀宮地なり、此に其宇能治比古命の其御祖之神を恨みて漂よはし奉ると云ふも、尋常の事には御在し坐さざる状態れば、必ず其宇能治比古命と申すは海之道彦命にて、海潮を自由に爲しつる神にて、此も右の八十神の中なる一神なる可く、又須我禰命と申すは須賀姊命と申す事にて、其地名を負ひ給へるにて、即ち奇稻田姬命に御在し坐すべし、此を以ても大己貴神は素戔嗚大神の御子にて、御祖奇稻田姬命と共に須賀宮に留まり御在し坐しける證とも云ひつ可き者なりかし、但右の宇能治比古命は、同記に、楯縫郡沼田郷、郡家正西八里六步、宇乃治比古命以爾多水而御乾飯爾多食坐詔而、爾多負給之、然則可謂爾多郷、與今人猶云努多耳と有て同神と通ゆれば、惡神とも聞えざれども始は悪かりけむが、後に大己貴神に順ろひ給ひて善神とは成らせ給へるなるにや、其次文に、御祖命告子云、可參向須佐能男命所坐之根堅洲國、必其大神議也、故隨詔命而、參到須佐之男命之御所者、其女須勢理毘賣出見、爲目合而、相婚、還入白其父言甚麗神來、爾其大神出見而、告此者謂之葦原色許男、即喚入而令寢其蛇室、於是其妻須勢理毘賣命、以蛇比禮授其夫云、其蛇將咋、以此比禮三舉打撥、故如教者、蛇自靜故平寢出之、亦來日夜者入吳公與蜂室、且授吳公蜂之比禮、教如先故平出之、亦鳴鑼射入大野之中、令探其矢、故入其野時、即以火廻燒其野、云々、於是其妻須世理毘賣者、持喪具而、哭來、其父大神者、思已死、訖出立其野、爾持其矢以奉之時而率入家而、喚入八田間大室而、令取其頭之風、故見其頭者、吳公多在、於是其妻以牟久木實與赤土、授其夫故、咋破其木實、含赤

土唾出者、其大神以爲昨破吳公唾出而、於心思愛而寢、爾握其大神之髮、其室每椽結著而五百引石、取塞其室戶、負其妻須世理毘賣、即取持其大神之生大刀與生弓矢、及天沼琴而、逃出之時、其天沼琴拂樹而、地動鳴、故所寢大神、聞驚而、引仆其室、然解結椽髮之間、遠逃、故爾追至黃泉比良坂、遙望呼謂大穴牽遲神、曰其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬而、意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣、爲嫡妻而、於宇迦能山之山本、於底津石根、宮柱布刀斯理、於高天原、冰椽多迦斯理而居、是奴也、故持其大刀弓、追避其八十神之時、每坂御尾、追伏、每河瀬追撥而、始作國也と所見たるは、全く其大己貴神の生長らせさせ御在し坐して、大國主神と成らせ給ふ可き器に當らせ給ふや否やと試け奉らせ給へる所なり、偕此に御祖命と有るは、例の奇稻田姬命に御在し坐せる由上に註せるが如し、然るに素戔嗚大神の御在し坐し、所を根堅洲國と云ひ、大己貴神の還り坐し、道を黃泉比良坂と云ふは、已に傳十三・十四・二十二に註せるが如く、其は甚く異なる傳なりけり、其上に、爾亦御祖命云々乃速遣於木國之大屋毘古神之御所と有りて、此に其出立し遣り給ふ所に、御祖命告子云、可參向須佐能男命所坐之根堅洲國、必其大神議也と所見たる如くにては、其始に木國に遣し給へると事の二途に成りて打ち合はざるを如何とか爲む、此は素戔嗚大神の御子五十猛神又須勢理毘賣命等の神等を率て紀伊國に御在し坐しける御時の事なるを、先づ御兄五十猛神の御所に遣はされて其神の御計らひ以て素戔嗚大神の御前に參到らしめ給はむとの御事なりけむを、已く其大神は根國に到らせ給へる後と古人の心得誤れるから、根堅洲國又は黃泉比良坂と云ふ語の係りて傳はれる者と所見たるはや、(然して其御座所は何處

なるぞと云ふに、傳廿卷と上とに云へるが如く、大神の御在し坐し、地は神名式に、紀伊國在田郡須佐神社名神大月次新嘗と見え和名抄に須佐郷有り、名草郡須佐神戶と有る是也、其大屋毘古神と申すは五十猛神の御事に御在し坐して、即ち名草郡伊太祁曾神社名神大月次相嘗新嘗と有る是なり、偕記傳十卷三十三丁に、「此大神は初に欲罷妣國根之堅洲國」と白し給ひ、後終に所逐て罷り給ひぬれば今は既に彼の國に坐々すなり」と云はれたれども、右の須勢理毘賣命と申すは謂ゆる三女神の御事なるに、何の用有りて根國に到り坐せるとか爲む、此事傳二十六卷に辨ふ可し、) 故に此に八十神の爲に殺され給ふ事二度御在し坐しけるに、御父素戔嗚大神は却りて救はせ給はず、御祖命遠く天上に參上らせ御在し坐して神産巢日之命に請させ給ひけるは、此に、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神曰稻田宮主神と有る其御時より御契約の御事御在し坐して、其御子の生長らせ給ふ迄は如何なりける御事の御在し坐せらむにも露も顧みさせ給ふまじかりける御契約こそは御在し坐したりけらし、何を以て知らるゝと云ふに、右に出せる御祖命告子云、可參向須佐能男命所坐之云々國、必其大神議也、故隨詔命而、參到須佐之男命之御所と有る、此に必其大神議也と指し究めて詔り給へる是なり、其は其御子の受け給ふ可き災厄の御事も重疊なり、又救ひ給ふ方も随分盡させ給へり、然れども此所に令在奉りては終に其の八十神の爲に滅ほされ給はむ、御父大神の御所に參赴かしめ給へらむには、活すも死すも其御心の隨に治め給はむと思ほして赴むけさせ給へるにて、今は必の義なれば其必ずに甚く力入りてぞ見ゆるかし、斯るに其大國主神をしも此に又素戔嗚大神の甚く辛苦め給ふ事總て四度に及ばせ給へりき、中にも其大野の中に令入給へりし御時などは御身自ら射燒させ御在し坐さ

むとして鳴鏑を射入させ給へる、即ち左にも右にも其凌ぎ堪へさせ給ふや如何と試みさせ御在し坐しける御事申すも更なり、若て終に其八田間大室に令入給ひ、其御頭の虱を令取給ふとして吳公を令遣給へりしも決めて難き事を命ぜ給へるにて、何處迄も辛苦め懲し給はむとの御事なり、下に於心思愛而寝と有るにて大神の難面く御在し坐しける間の御本性なむ見はれさせ御在し坐しけるにて、是迄の御心を想像奉るにも哀れとも悲哀なりける御事共なる、記傳十（五十一丁）に「此は大穴牟遲神の多在る吳公を少かも懼れずて昨破り給ふと思ほして其勇みを感じ給ふなり、然れど其は御心の裏に籠めて色にも出し給はぬと云ふ事を慥に知らさむ爲に於心とは云ふなり、偕上件蛇室吳公蜂室などに令寝給ひしに、事故無く平くて出坐し、時も、又野を焼き廻らしたるに無恙くて矢を持って獻げ給ひし時も其の度毎に御心の裏には思愛しなから其御心を表に顯はし給はぬ故に、彼處々には此語を略きて今終の一事に如此く云へる古文の妙なる處なり、心を著けて味はふ可し」と云はれたる、實に然る言にて、大神の今まで忍び御在し坐しけるも此には得堪へ給はずして穗に發はれさせ給へる御事なりかし、（此御趣を以て見奉るに、其大己貴神の生み坐すや否や直に須賀宮を遠く放らせ御在し坐して、其御子の生ひ立を試みさせ御在し坐しけるなり、但古事記にては其大己貴命はしも六世孫に當らせ給へれども、今は御紀の御兒と有る方を立て説を成せるなれば、其心して見る可し、）故に其大神の教へ給へる任に大己貴神の八十神を言向させ御在し坐して、大宮柱太高敷きて天下經營給ひし宮都はしも、右に謂ゆる宇迦能之山本なりけるが、其は上に引ける出雲風土記に、出雲郡宇賀郷、郡家正北一十七里二十五步、所造天下大神命讓坐神魂命御子綾門日女命、爾時女神不肯、逃隱之時、大神伺求給所是則此郷、故

云宇賀と所見たれば、此は後の名を始に巡らして傳へたりける者なめり、若て其宮處はしも、同記に、出雲御崎山、郡家正北二十七里三百六十步、高三百六十丈周九十六里一百六十五步、西下所造天下大神之社坐也と有りて、今云ふ鰐淵山と云ふ續きにて、其西下と云ふは謂ゆる日御前の事と聞えたり、同記に美佐伎社と有りて、次に並不在神祇官と有る六十四所の中に御前社同御前社と並び坐せるを、右の文に據りて思ふに、其美佐伎社と申せるなむ右の出雲御崎山西下所造天下大神之社坐也と有る是なるにて、式外の御前社同御前社と申せるは、即ち其嫡后須勢理毘賣命と御父素戔嗚大神の鎮り坐す御社なる可し、又此を日御前と云ふ日は如何なる意ぞと云ふに、日神の所生坐し三女神の御事に渡らせ給ふ故なる事申すも更なり、又其御前社と申せるは傳十三に云へるが如く、今日御前社と申して上下二社立たせ給へり、其社説に、上社八束水神相殿神三座田心姫命・湍津姫命・市寸島姫命と有る是なり、然れば其下社と申すなむ右の美佐伎社にて、所祭大己貴神には渡らせ給ふ可き、（然るを其下社を大日靈尊相殿五座正哉吾勝尊以下五男神と云ふは、日御崎と云ふより日神を祀奉れる御事と後人の推し量り云へる者と見ゆめり、）故に其如く素戔嗚大神は其國作の大業をしも御兒大己貴神に事依し授けさせ御在し坐して、今なむ始より思ほし立たせる任に御母國に根國底國にも安く出で立たし御在し坐すべく成りにためる、此に已而素戔嗚尊遂於根國矣と有る是なり、第五一書には然後素戔嗚尊居熊成峯而遂入於根國矣と所見たり、口訣に熊成峯在出雲國と云へるは然る言にて、已に入り坐さむと爲させ御在し坐すに就きては、其元の出雲國に還り著かせ給ひて其國よりなむ物爲させ御在し坐したりけらし、偕熊成峯は風土記に意宇郡熊野山、郡家正南一十八里と有りて、細書に有檜楯也、所謂

熊野大神之社坐と見えたる、即ち謂ゆる熊野大社はなり、神名式には熊野坐神社（名神大）と有り、若て此は傳十三に註せるが如く、伊弉諾大神の登天報命の御時に當りて幽宮を淡路之洲に構りて寂然に長く隠れ給ひ、伊弉册大神の黄泉に入り坐せる御靈を紀伊國の熊野に留めさせ給ひ、大己貴神の八十隈に隠れ給ふと爲ては天日隅宮に御靈を鎮めさせ御在し坐しけると皆一列の御事なるにて、此にも素戔嗚大神の彼の根國底國に就り御在し坐すとしては、此神宮を物爲させ御在し坐して永く此に御靈を留めて鎮り定め給へるになむ御在し坐しける、記傳九（四十一丁）に「須賀宮と熊野宮とを一に見られたるは、上に已に辨へたるが如く思ひ違への説には有れども、熊野は隱野の義に云はれたるなむ實に然る言なるにて、熊成と云ふも元より隱成コモリナスの義にて、彼の國に赴き御在し坐ける所以に由る事論を待たず、猶下に云ふを待つべし、此頃の御事と聞えて風土記に、飯石郡須佐郷、郡家正西一十九里、神須佐能袁命詔、此國者雖小國、國處在、故我御名者非著木石詔而、即已命之御魂鎮置給之處、然即大須佐田小須佐田定給、故云須佐、即有正倉とも所見たり、神名式に謂ゆる須佐神社是なり、今年安政五年五月に詣り奉り社説を聞くに、大宮は素戔嗚尊・稻田姫命二柱に渡らせ給ひ、別宮には天照太神攝社には五男三女神を祀りて甚神々しき神代の遺跡とぞ所思えたる、然れば此は素戔嗚大神根國底國へ入り立たし御在し坐す御時などに非ずして何ぞ如此く其地に號けて殊更に御靈を留め置かせる御事の御在し坐さむ、能々事の情をも思ふ可き者なりかし、（其例猶有るべし、同記に、意宇郡母理郷、云々所造天下大神大穴持命、越八國平陽而還坐時、來坐長江山而詔、我造坐而令國者、皇御孫命平世所知依奉、但八雲立出雲國者我靜坐國、青垣山廻賜而玉珍置賜而守詔、故云文理、神龜三年字改母理と有るも、

國避の御時なるが故に此に御靈を留めさせ給へるなれば、右の例と異ならずなむ有りける、朝野群載六卷應德二年勸文に、去長元二年七月出雲國言上云、管飯石郡須佐郷枚田村、今月八日赤雪降、殖田三町餘竝野山草木損亡畢と云ふ事有り、須佐郷の名傳はりて亡びざるなり、若て此素戔嗚大神はしも其志し給へる根國底國に到らせ御在し坐して其國には和御魂を留めさせ給ひ、其正身は終に久方の天照る月國に渡らせ御在し坐して、月夜見大神としも成らせ給へりけらし、然るは此月國はしも已に天地の始より在りて此大神は即ち其主宰の神と後に所知看し初めさせ給へるにて、天日は既く太古より成りて有れども、其を所知看す天照太神は遙に後に二柱御祖神の珍子と此國土に生み坐しながらに高光る日神と成らせさせ御在し坐しけるに、事は全く相等同じくなむ有りける、然るを近頃月夜見尊の夜見と黄泉國の與美とを一にして説き曲げたる僻事の世に起りて、此大神の根國に就しし、即ち月國はしも此國土と斷離れたりと云ふは大なる誤と云ふべし、然れども月夜見尊・素戔嗚尊同神の説は已に記傳にも書されたるが上に古史徴にも其論有り、予亦止事を得まじかりける正しき徴共を輯めて更に其説を成せれば今云ふ限に非ずなむ、（此御事猶云足らざるを以て二十六卷に委しく注し奉れるを此に引合せてなむ見る可きなる、）○遂就於根國矣は、第五一書に、然後素戔嗚尊居於熊成峰而遂入於根國矣と所見たる是なり、若ては熊成峯より直ちに根國に就き給ふ如く見ゆるから、根國底國と云ふや月國なるらむと見紛ふる事には有れども、右の而字は而後の義にて、佗より物爲させ給へる意にて、熊成峯は其時の御座所にて、其後に入り坐し、穴は猶別に考有りて傳二十六に委しく注せるが如し、已に註せるが如く、此大神の根國底國に入り立ち御在し坐さむと爲ては其御子大國主神の御在し坐す本の出雲國に還り著か

せさせ給ひ、其熊成峰に在る熊野神宮に久しく留滞らせ御在し坐して、終に地下根底に在る謂ゆる黄泉國に參り赴かせ給ひ、四神出生章第六、一書に吾欲_レ從_レ母於根國と有る御言の如く大御祖伊弉册大神に從奉らせ給へるなり、(然るは天照太神の高天原に上らせ御在し坐しつゝも、大御父伊弉諾大神に從ひ奉らせ御在し坐すと同じ旨なる由、已に先達の説の如し) 故に此大神其御母神に從ひ奉らせ給ふとして根國に就き坐しつれども、天照太神の御父神に從ひ奉らせ給ひつゝも天日と日之少宮と處を異にして住ませ給へるが如く、然る可き幽契もや御在し坐したりけむ、傳六・八・十二に已に註せるが如く正しく月夜見尊と同神に御在し坐す上は、其根國底國には素戔嗚尊と申し奉る方の御靈を留めさせ給ひ、其正身はしも天照す月國にこそは幸行せりけむ、大祓祠に、根國底之國_爾坐速佐須良比咩_登云神持佐須良比失_氏牟と見え、傳六・八に引ける御鎮座傳記尾崎神社記等に其神を土藏靈貴と申して素戔嗚大神の和魂神に渡らせ給へば、其黄泉國には此神を留めさせ給へる事灼然くなむ有りける、然れば御空行く月の此大地に附屬て隨ひ巡るも専ら此大地の中心と有る根國底國より牽き給ふが故なる事云ふも更なり、然れども其月神と成りて彼の國に渡らせ給へるは、其根國底國に御在し坐して後の幽事なるが故に、此は現に顯國より其地胎に入らせ給へる事に結めて遂就_ニ於根國_一矣と書されて、其係りは瑞珠盟約章に、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉_レ教將_レ就_ニ根國_一(下略)と有るに起りて、寶鏡開始章第三、一書に、既而諸神噴_ニ素戔嗚尊_一曰、汝所行甚無_レ頼、故不可_レ住_ニ於天上_一、亦不可_レ居_ニ於葦原中國_一、宜_ニ急適_ニ於底根之國_一、乃共逐降去(中略)於是素戔嗚尊白_ニ日神_一曰、吾所_ニ以_ニ更昇來_一者、衆神處_ニ我以根國_一、今當_ニ就去_一、若不_ニ與_レ姊相見_一、終不能_レ忍離、故實以_ニ清心_一復上來耳、今則奉_レ觀已訖、當_ニ隨_ニ衆神之意_一自_ニ此永歸_一。

根國_矣(下略)と有るを承りて、素戔嗚大神の顯國に御在し坐しける間の御事業の終を書し明させ給へる者になむ、(楮右に根國と有るは、四神出生章第六、一書に所見たる黄泉の事にして、即ち地下根底に在る幽域なる事、傳六卷・七卷・八卷に委しく注せるが如し、然るを根國底國を豫美と云ふと、月神の御名を月夜見尊と申し奉る夜見と同言なるを以て直ちに月國に渡らせ給ふ者と云ふ説は甚じき僻説なる事、已に往々辨へたるが如く、且或書に根國底國は出雲の日御崎なる由云へるなどは、社記の妄説に出でたる者にて云ふにも足らざるなり) ○神名式に出雲國意宇郡熊野坐神社(名神大)風土記に熊野大社と見えたる、是即ち第五、一書に素戔嗚尊居_ニ熊成峯_一と有る地にて、風土記に熊野山、郡家正南一十八里と有りて、細書に有_ニ檜相_一也、所謂熊野大神之社坐也と見えたる是にて、此れ素戔嗚大神彼の根國底國に就き坐さむとして、此の顯國に御靈を留め置かせ給はむ幽宮を此に構らせ給へるなり、風土記に、島根郡朝酌郷、郡家正南一十里八十四歩、熊野大神命詔、朝御餼勸養夕御餼勸養、五贄組之處定給、故云_ニ朝酌_一と有るなどは、此御時にこそは定め給へりけらし、楮熊野の名義を記傳九(四十二丁)に隱野_{モリヌ}と説かれたる其如くにて、地理の青垣山隠れる謂のみには非ず、此宮に寂然に隠れ坐して遂に根國に就き坐せりける由に縁れる地名なり宮號なる事、已に傳十三に彼の伊弉諾大神の日之少宮に復命し給はむとして、幽宮を淡路之洲に構へ給ひ、伊弉册大神の黄泉國に入り給へる地の熊野にも、神名式に紀伊國牟婁郡熊野坐神社(名神大)御在し坐すと此大神の熊野大社の御事と共に同じ所以なるは更なり、大己貴神の八十隈に隠れ坐す時に當りて天日隅宮に鎮り給へるなど皆一事なる者なり、其事已に上に委しく辨へたるが如し、(記傳須賀宮條に彼の國の風土記を引きて其説に「須賀山・熊野山は相並べる

所なれば、熊野神宮ぞ即ち此須賀宮地なる可き」と云はれたれども、須賀宮は大神の奇稻田姫命に遷合し給はむ料に造らせ給へるにて、後に大己貴命の住ませ給へる事、上に條々に云へるが如くなれば、本より此熊野神宮とは異なり思ひ混ふ可からず、因云右の檜楯を本に檜楯と有る事なれども、次に凡諸山野所在草木を擧げたるに、檜杉等の木は有れども檜木を載せず、誤なる事著ければ今改めて引けり、其杉字の下に字或作^レ楯と有るを證と爲すべし、神祇令天神地祇義解に、謂^ニ天神者伊勢・山城・鴨・佳吉・出雲國造齋神等類是也、地祇者大神大倭・葛木・鴨・出雲大汝神等類是也と有る此出雲大汝神と有るは謂ゆる杵築大社の御事に渡らせ給ひ、出雲國造齋神と書されたるなむ此熊野神宮の御事にて御在し坐しける、偕此大神を天神と申し奉るは故有る事なり其事に已に委しく注せるが如し、偕此大神を齋き奉る宮處の最尊きは彼の天璽と御在し坐す草薙劍の御由縁に就きて熱田神宮に御在し坐せるなむ、天津日繼の御上に於て皇太神宮に相並びて甚止事無き御事に渡らせ給へれば、今更に申さむも中々なるを、此熊野神宮はしも素戔嗚大神の御自ら宮處を定めさせ給ひて神留り坐す幽宮にし有りければ、天下に在らゆる此大神の宮社の中には二無く尊き神宮に渡らせ給へるを、上にも論へる事なるが、上古より以來景行天皇の御世頃迄は天照太神と共に天皇の大御祖神として等^{トシテ}同に齋き奉らせ給へりし御状なりけるを、其より以後は何時と無く此大神の御事は疎々しくなむ成れりける、然るは草薙劍を伊勢より放ち奉らせ給へる頃^{トキ}間より自然に然なりけむも灼く、先づ其熱田神宮には最初に宮號をも奉らせ給ふ可く、亞ぎては此熊野神宮にも其御事などの御在し坐して心往く許りに仰ぎ恐み奉らせ給ふ可き御政の御在し坐さざるなむ、天下に一の^{カケル}鬮典には有りける、所以に神階なども自餘の諸神には後れさせ御在

し坐して、僅に名神大社の御會釋を奉らせ給へるのみなるぞ遺憾き、文德天皇實錄に、仁壽元年九月庚午朔乙酉特^ニ擢出雲國熊野杵築兩大神並加^ニ從三位と有る、是神階の御始なり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申奉^レ授^ニ出雲國從三位熊野神勳八等杵築神並正三位、同五月廿八日癸未授^ニ出雲國正三位勳七等熊野坐神正三位勳八等杵築神並從二位、同九年四月八日丁丑授^ニ出雲國從二位勳七等熊野神從二位勳八等杵築神正二位並授^ニ所見たり、(國大曆に據るに此より後に寛平九年十二月・天慶三年正月に天下の諸社に一階を増加へさせ給へる御事有り、此を以て推すに右の兩神共に寛平九年に從一位、天慶三年に正一位の極位には至らせ給へるなり、然れども佗神社ならばこそ有らめ、此二神には神階の沙汰に及ばれずして宮號を奉らせ給ひて、甚く崇め奉らせ給は將^ヤ欲^カき御事になむ、)記傳九(四十二丁)に「此熊野神宮の須佐之男命に坐す事は、國造神賀詞に、出雲國乃青垣山内^爾下津石根^爾宮柱太敷立^臣高天原^爾千木高知坐^須伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命と見え、風土記にも、伊非奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命と有り、伊邪那岐命の御子は多在る中にも殊に御愛子^{ミマコ}に坐し、次に加夫呂伎とは大穴持命の御祖なる故に出雲國にては殊に如此く申せるなり、櫛御氣野命と申す御名は、須佐之男命の此の熊野宮に鎮り坐す御靈を稱へ申せるなる可し、伊射那伎乃日眞名子と云ひ、文德天皇實錄・三代實錄等にも熊野は先に杵築は後に擧げ、勳位も杵築は一等降れり此等を合せ見ても須佐之男命に坐す事疑ひ無き者なり」(採要)と云はれたるにて其祭神の御事實に明亮なる者なり、但し其櫛御氣野命と申し奉るは其一社に鎮り坐す御靈をのみ稱へ奉れる御名には非ず、下に注すが如く、天下に衣食住の物と成るべき土毛を幸ひ給ひて顯見蒼生を恵み所知看す義にて御天降より後に主張て稱

へ奉れる大御名にし有りければ、少縁の所以には非ざるなり、(右の伊射那伎乃日眞名子の九字と、下なる櫛御氣野命の五字と合せて十四字、釋紀に引けるには脱したり、偕此神賀詞の事は已に祝詞講義を著述して委しく説きたる事には有れども、今此にても其義を明らかに爲されば盡さざるを以て次には其要を云ふべし、) 偕右の出雲國乃青垣山内と云ふは其域内にて國秀なる美地を云ふ稱なり、神武天皇御紀に東有美地青山四周と見えたるも、青垣山内なる地を美地と稱へ給へるなり、其三十一年御紀に復大己貴大神目之曰、玉牆内國と有るも、其青山四周れる美地を玉牆の周れるに形容して目け給へるにて、青垣山内なる國の謂なり、古事記御諸山上神の御事に、吾者伊都岐一奉于倭之青垣東山上と有るに思ひ合せて曉る可し、景行天皇十七年御紀大御歌に、夜摩苦波、區珥能摩保邏摩、多々儺豆久、阿烏伽枳夜摩許莽例屢、夜摩苦之于漏破試と有るも、青垣山隠れる國の中原を美はしみ給へる由なり、然れば此に青垣山内と有るも、上にも云へる如く熊野は隱野の義にて全青垣山隠れる國秀なる域に在る幽宮の謂なりけり、風土記に、意宇郡青垣山、郡家正東八十步(有峰)と有るは、同じ郡内ながら其を云ふには非じ、猶母理郷條に、所造天下大神大穴持命、越八國平賜而還坐時、來坐長江山而詔、我造坐而令國者、皇御孫命平世所知依奉、但八雲立出雲國者我靜坐國、青垣山廻賜而玉珍置賜而守詔、故云文理(神龜三年字改母理)と有るも、其母理の地の青山四周れる奥區なるを美させ御在し坐して、此に御靈を留め置きて守らせる謂なり、又大原郡來次郷條に、所造天下大神命詔、八十神者不置青垣山裏詔而退廢(下略)と有るも、八十神を中原の地に置き給はじとて追廢り給ふ事を不置青垣山裏とは詔り給へるなり、右等を合せ思はゞ此熊野の隱野なる事も自然に知られ、又大神も然る

國の奥區なる地に御靈を留めて根國底國に隠れさせ給へる御事も灼然くなむ有るべかりける、(此青垣山内の注は此に然しも用無き事なれども、熊野は本より大神の根國に就き坐せる幽宮の謂なる物から、又其青垣山隠れる地理に依れる由をも兼ねたる由を此に云はむとてなり、此大神の御事に青垣山を云ふは深き所以有る事なり、傳二十六卷に注す可し、) 日眞名子は御眞子と云ふ事にて嫡妻腹の子を云ふ、其由傳七に云へり、此を以ても素戔嗚大神はしも伊弉諾伊弉册二柱神の遵合し給ひて相成し坐せる御子に御在し坐す御事を徴し奉るに足れり、加夫呂伎は後釋に神祖なりと云はれたるが如く、大己貴神の御父大神に御在し坐すを以て、其御裔神等より然稱へ奉られしなりけり、風土記意宇郡出雲神戶條に、伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加夫呂乃命五百津鉏神鉏所取々而、與所造天下大穴持命二所大神(下略)と有るも、其御子大己貴神に對へて御父大神を加武呂乃命と稱し奉れるなり、長寬勘文に引ける初天地本紀には熊野大御神加夫里支名久志彌居怒命とも、又加夫里支熊野大御神とも有り、(但同書に須佐之乎命と申す御名を別に擧げて異なる神の如く記せるは甚有るまじき事也、其加夫呂伎と云ふ義は已に傳二卷に注せるが如し、) 熊野大神は右に引ける如く、風土記及文德天皇實錄にも見え、長寬勘文には殊に大御神とさへ書せるは當に然有るべき御事なり、偕神名式を閱るに此熊野坐神社(名神大)に亞きて前神社御在し坐す、其前字を佐伎と訓み來れるは伎佐伎の略にて、即ち奇稻田姬命に渡らせ給ふらむが、大神の御方は名神大社にて御在し坐すが故に別に書されたるには有れども、出雲郡杵築大社(名神大)同社大神后神社と並び坐せる同例なる可からむ、偕此大神の後神と申せば其奇稻田姬命に御在し坐す御事申すも更なるを、猶傳二十に云へるが如く、此大神の天より變て降り坐せる本后神御在し

坐す事、長寛勸文に、熊野大御神加夫里支名久志彌居怒命（中略）降來伊豆毛國、到熊野村宮柱太知奉而（中略）后大夜女命山狹村宮柱太知奉而靜坐（下略）と見えたる是なり、神名式に意宇郡山狹神社同社坐久志美氣濃神社見えたる、其れ即ち大夜女命にして、此には久志美氣濃命を本宮より招ぎ請けて被祭るが故に后神を主と祀れる者なり、又此山狹神社に坐すをも素戔鳴尊とは申さざるを以て、其久志美氣濃神と申し奉るは天上より天降らせ給へる後には専ら此御名を以て、稱へ奉れる御事をも知るべき者なりけり、（傳十一卷に引ける神賀詞後釋に「熊野社の今の説には上宮三社は中伊邪那岐命伊邪那美命、左早玉男、右事解男なり、下社は天照大神・須佐之男命なりと云ふなれども、神名帳に唯熊野坐神社とのみ有りて幾座と云ふ事無ければ、官帳に入りて式に載れるは主として祭る須佐之男命一座のみにて、其餘は皆添て祭る神なり」と云はれたり、神名帳に速玉神社見ゆ、風土記抄に速玉社在熊野村と云へるは上社の御事なる可し、其下社なむ熊野神宮に御在し坐さむを、天照大神は心行かぬ事なり、若くは女神の謂なるを以て右の前神社の一に成れるにては非じか、猶考ふ可き事なり） 櫛御氣野命と申し奉る大御名は素戔鳴大神の此熊野大宮に鎮り坐す大御靈を稱し奉れる事申すも更なるが、此は殊に止事無き所以有る事なるにて、其詞に大穴持命の大三輪に鎮り坐す和魏の御名をば殊に倭大物主櫛玉命と御自ら稱へさせ給へるに對へる御名なれば、此も其大神の御自稱にてこそは御在し坐しけめ、偕美氣濃の例は神皇承運章に所見たる鷓鴣草葺不合尊の三毛野命・稚三毛野命、古事記に其亦名を豐御毛沼命と所見たるは、稻飯命に並び給へれば御食主の義にて、稻穀を以て稱し奉れる御名なるに、此も其如くならむを今一層委しく云はむには御毛主の字の義にぞ有るべき、然して其毛と云ふは、傳十二に

云へる保食神豐宇氣毘賣神など申す氣にて、土毛の事を云ふなり、若て其土毛の用を成す所以を原ぬるに、食物と成り衣服と成り住宅に用ひる物質是なり、已に其卷及十七卷に辨へたるが如く、此大神初保食神の御事に起りて天罪を犯し給ひ、天上より神逐はれさせ御在し坐して天降り給ひ、其よりは國引の御政御在し坐して邦を建て給ひ、天下人民の上に衣食住の事をば弘め給ひ幸へ給ひて、萬世に徳澤を敷き給ひ流布らし給ふが故に御毛主と稱へ奉りて、言意は此滄海原潮之八百重を所知看す御事にし有りければ、素戔鳴尊と申し奉るは唯に其神性の健く速き義のみなるにて、此櫛御氣野命と申し奉れるなむ、此大神の功成し給へる上の御名にし御在し坐しければ、彼の神逐はれて此國土に御在し坐し著きての後に受け張りたる大御名なむ是なりける、又傳廿七に注せる如く、其御子大國主神の和魂を大物主櫛玉命と申す、大物主は大物代主の略にて物質の義なり、櫛玉は御毛魂と申す事にて、其主神と御在し坐す此櫛御氣野命の御功用を幽贊け奉り給ひて、恩頼を天下に蒙らせ給ふ義なるを併せて思ふ可き者なり、（凡て其魂神と申す例已に傳八卷に云へるが如く、先づ保食神と申す稻穀の神有るに對ひて其種蒔培養の事を以て幽贊け給ふ宇迦之御魂神此に屬き給ひ、天照太神と申す日神の御在し坐せる其磐戸隱の時に御功坐し、神を天照御魂神と申せると、此の櫛御氣野命・櫛玉命相對へる御名なるも亦右に准らへ知るべし） 又傳七及十一に註せるが如く、神名式に紀伊國牟婁郡熊野坐神社（名神大）御在し坐せる、此地は伊弉諾大神の下津國に到らせ御在し坐しける地にして、其有馬村に御靈を留めさせ給へるが故に出雲と同じく隱野の義なりけるを、後に出雲國より其大神と素戔鳴大神との御靈形を遷し奉ると所思しき由有りて已に云へるが如し、若て此餘にも諸國に熊野神社とて多在るは、式内なるも式外なる

も皆其出雲の本宮より勸請れる者になむ有りける、同式に、近江國高島郡熊野神社、越中國婦負郡熊野神社、丹後國熊野郡熊野神社など所見たる是なり、但其數多の熊野神社の中には眞の熊野大神にて御在し坐すも有るべく、又水分神を訛りて熊野神社と申すも有る趣なり、其熊野大神を祀る可き由緒無くして水邊に立たせ給へるには其水分神なるなむ多かりける、心を留めて尋ね奉る可し、(其丹後國なるは、清和天皇實錄に貞觀十二年九月廿一日授_三丹後國正六位上熊野神從五位下_一と有り、今久美と云ふ入海の岬に熊野山と云ふ有る其頂上に立たせ給へり、此は川上莊甲山村の地なるが、甲山は神山村と云ふ事なり、其海を隔て、神谷神社と申す右の久美濱に立たせ給へり、今に傳へて大己貴神の神劔を以て其山の磐石を劈き給へると有り、祭神を大己貴神とも又は彦坐王とも云ひて詳ならず、其近郷にも熊野神社神梨村に坐せり、神梨は神奈備の轉れるなる可ければ舊社の狀なり、右の神山と云ひ神谷と云ひ神奈備と云へる、皆由緒有りげなる事共なり、神名式に越中國婦負郡熊野神社有るに、射水郡神谷村神谷神社と云ふ式外の社有るが、其祭神を大己貴命と云ふも考へ合すべし、) ○素戔嗚大神を齋き奉れる御社多く御在し坐す中に、山城國愛宕郡八坂郷なる祇園神社なむ最尊く坐す由、已に傳十に註せるが如し、此御社の御事を神社啓蒙に引ける播磨國峰相記に、吉備公歸朝日於_三當山_一奉_レ崇_レ牛頭天王_一也、歷_三年數_一後爲_三平安城東方守護_一、奉_レ勸_レ請祇園荒町_一と見え、二社社注式に、牛頭天王、初垂_三跡於播磨明石浦_一、移_三廣峯_一、其後移_三北白河東光寺_一、其後移_三感神院_一と見えたる感神院是なり、改曆雜事記に、貞觀十一年始天王從_三播州遷座_一と有るは、右の北白河に移し奉れるを云ふなる可し、借此は傳二十五に註せるが如く神名式に播磨國播磨郡白國神社の御神にて御在し坐すなる可し、若て社記には貞觀十八年

移_三八坂郷_一と有るなむ此感神院にて、即ち今の祇園神社の始なりける、所祭は中央素戔嗚尊、東間八王子、西間稻田姫命なる由諸説共に同じ、其八王子と申すは謂ゆる疫神にて、其は根國底國より疎び荒び來る物を御め給ふ障神に坐すが故に此大神に屬き奉れるにて、當社の御靈會も其神に起れる所由など已に傳十に注せり、此素戔嗚尊を牛頭天王と申す事は甚もく有るまじく淺ましき事ながら、天王と申すは備後風土記に武塔天神と申し、上に引ける神祇令義解に彼の熊野大社の御事を天神の部に被_レ收_レたる意にて天神と云はむが如し、其は和泉風土記に、和泉郡堺郷(中略)有_レ神號_三天王_一、所_レ祭神素佐能鳴尊與_三稻田姫_一也と見え、伊賀風土記に、乎美禰里(中略)有_レ神號_三天王_一、所_レ祭素戔嗚尊也と有るは更なり、神社啓蒙にも、近江國栗太郡糍村、大寶天王、所_レ祭之神一座素戔嗚尊、社家注進曰、疫神也、大寶年中降見神故稱_三大寶天王_一と有る、此を以て天地と云ふ意味を以て字音に天王と唱へけむも古き事なるを知るべく、又此に准ひて諸國に天王と申し牛頭天王と云ふ社には皆此祇園神社と同じく御在し坐す御事も明らかめ曉る可し、(其牛頭天王と云ふ稱は陰陽家にて私に號け奉れる事と聞えて、簾簾内傳と云ふ俗書に、北天竺吉祥天王舍城王降_三于娑婆界_一號_三牛頭天王_一云々、又云八王子、曆中所謂八將神也云々と云ふ事有るは、全く妄言にて取るにも足らざる事ながら、掛まくも甚も恐こき天皇の大御祖神と坐して天照太神に亞ぎて貴き大神をしも、然る蕃神に誣奉る事忌々しとも可畏しとも身毛も彌立つ思を成す事になむ、又祇園とは、拾玉集に、「六月や絶えぬ祭の馬長に甚々ぞ早る神の園生は」夫木集に、「且見れば角ぐみにけり御幸せし神の園なる池の若菰」など詠めるが如く、神之園と云ふ事にて、彼の疫神の爲に御靈會を行ふ場の意にて書ける字なるを、佛家に謂ゆる祇園精舎と云ふ物に引き當つるも強事

なり、大安寺寛平縁起に、中天竺祇園精舎以_レ兜率天宮爲_レ規模焉、大唐西明寺以_レ彼祇園精舎爲_レ規模焉、本朝大安寺以_レ彼西明寺爲_レ規模焉云々と云ふ事の見えたれば、當昔然る附會の事を世に物爲たりしなりけり、凡て此御社の事には陽陰家・佛家の狡意爲る事共多ければ、諾ひ難き事共云も盡し難き程の事也、其感神院と云ふも唯に神之園の義なり、説文に神字を註して神天神引_レ出萬物者也、从_レ示申聲と見え、徐注に、申即引也、天主降_レ氣以感_レ萬物、故言引_レ出萬物也と云へり、然れば唯に神院と云ふ義にて謂ゆる神之園なるを、感神の二字にして用ひたりしなり、又此御社の事に就きて異説有り、其は春日信妙と云ふ人の書ける祇園社記に、「當社は下鴨攝社比良木神社を移せる者なり、此社古は一乗寺村の西に在りしを、今下鴨本社_レの西に移せり、此比良木神は出雲路の地主神にして所祭素戔鳴尊なり、其故は下鴨の社地及東西南の方一里許を出雲路と云ふ、感神天王播磨國廣峯より始めて白川の南淨土寺村の上なる爪生山_レに影向坐し、故なり、感神天王を地主と成し、出雲と云ふは素戔鳴尊は出雲國の神にて坐す故なり」と云へる、中には心行かね事も無きには非ざれども奇らしき説なり、此に就て考ふるに、神名式に山城國愛宕郡出雲井於神社(大、月次相嘗新嘗)と有るを、四時祭式相嘗祭條には出雲井上神社一座と見え、和名抄郷名に出雲(伊都毛有上下)と有る是なり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申奉_レ授_レ山城國從五位下出雲井於神從五位上と有る此御社の御事なり、橘經亮主説に、「出雲井於神は今の比良木社を云ふなり、古は別處に在りしを後に今の地に移したるなり、祭神は素戔鳴尊なり、出雲と云ふも故有るべし、又按ふに井於と申せば古くは井上に社の有りたるならむ、洛東祇園社も尾張津島社も素戔鳴尊を祭りて共に井上に社を建てたり」と云へるは然る言にて、其井上に

社を建つると云ふは此大神はしも根國底國に就き坐しつる所以に縁れる者なる可し、續古事談に祇園の寶殿の中には龍穴有りとなむ云ふ、延久の頃焼亡の時梨本の座主其深さを測らむと爲られければ五十丈に及びて猶底無しとぞ、保安四年山法師追捕せられけるに、多く寶殿の中に逃入りたりける、其中に溝有り、其に落入たりつるとぞ云ひける」と有る、此に龍穴と云ふは其井の事なるを例の然云ひ成したりつる者なり、斯りければ其素戔鳴大神はしも出雲井於神社より移し奉りけむを、其を主神として同じ神をも播磨より勸請奉る中にて相殿の八王子などをや殊に主として移して合せ祀れりけむを、此彼共に正しき傳を亡なひたりける者とこそ、(然思ゆる所以は、右に引ける注式に、初垂_レ跡於播磨明石浦_レ移_レ廣峯と云へるは、吉備公の被_レ祭たりしなるを、其時に西蕃の人共の從ひ來りしに依りて、其に就きて道饗祭などもや行はれつらむ、臨時祭式に唐客入_レ京路次神祭と云ふ有りて、次に、蕃客送_レ堺神祭云々、右蕃客入朝迎_レ畿内堺_レ祭_レ却送神と云ふ事の有るに、明石は攝津と播磨との國界の地にて、其畿内堺十處疫神祭條に攝津與_レ播磨_レ堺十と有る是に當れ、ば、此にて其障神を祀られたるを、後に廣峯に移されて其八王子に素戔鳴尊・稻田姫命を加へ祭りて疫神と祀はれしが、後には弘まりて今の祇園神社の如く成れりし者なり、然れば素戔鳴尊・稻田姫命に八王子を合せ祀る事は、吉備公に起りて其廣峯に始まる事なるが、京にも弘ごりて其出雲井於神社の素戔鳴尊に從神を加へたるから、皆がらに其播磨より移し祀れる如く成れるなり、偕此比良木社に就きて思ひ合せらるゝ事有り、四季物語に追儼の事を書せる因に、「柂は我神社或は御菩薩池の邊より奉る事定まれる故實となり」と見えたるを、此社に禱請の心有る者、家にても其社地にても何の木に在れ奉る事なるが、忽に柂と成れるを、家なるは其社地に移し

奉り、社地に植へたるは其任に格と變る事人の知る所也、大寶二年御紀に、秦忌寸廣庭獻_ニ杜谷樹八尋梓根_一と云ふ事有るなど、抑古より此地は格に名高き所なりけり、傳廿七卷に委しく云ふべし、○素戔嗚大神を祀れる神社此彼猶外にも多在る、其一二を今思ひ出づる任に擧ぐ、神名式に、和泉國和泉郡山直神社、和泉風土記に、和泉郡山直郷、有_レ神號_ニ山直明神_一、大足彥忍代別天皇御宇所_レ奉_レ崇神須佐能雄尊也と見ゆ、本國神名帳に從五佐上山直社と有る是なり、姓氏錄(和泉國神別天孫)に、山直、天穗日命十七世孫日古曾乃己呂命之後也と所見たれば、其氏人の祖神として祀れる者なり、(其並びに石津連天穗日命十四世孫野見宿禰之後也と有る、此人は垂仁天皇七年に京に召されたれば、其御子の景行天皇御世に、野見宿禰より三世後れたりし山直の祖なりし人の此に住み著き初めたるなる可し、)又同式に攝津國住吉郡神須牟地神社(鉄靱)と有るは、和名抄郷名に住道(須無知)と有る是なり、姓氏錄(未定雜姓攝津國)に、住道首、伊弉諾命男素戔嗚命之後者と所見たれば其大神を祀れるなる可し、倭此住道に別に中臣須牟地神社(大月次神嘗)須牟地會禰神社有る、一は中臣氏の祖神と聞え、一は會禰連の氏神と有る、此等の須牟地は地名を以て稱するにて後なる可し、若てこの神須牟地と申すは本よりの神名なるを、後に地名に用ひたりし者にて、紀伊國出雲國などに須佐の地名有るに等しかる可し、倭此須牟地の言の上に神字を冠せたるは、此第三一書に、其素戔嗚尊斷_レ蛇之劍在_ニ吉備神部許_一也と書され、地神本紀なる此大神の御齋に神部直大神部直など所見たれば、此大神に就きて添へたる言なめり、然れば住道の地名は進貴の義にて、此神社より起れるなる可き事決き者なりけり、斯れば神進貴と申す亦名も御在し座しけるにこそ、(但家持集に「住江の二路を行く道無しと人に知れぬる事痛き哉」と

詠めれば、住道は大和國の方より住吉郡に至る道路の義にもやらむ、推量説は我ながらだに思束無き心ちす、後人能く定む可し、)尾張國國內神名帳に愛市郡從一位素戔嗚名神と有る、此は熱田神社錄に據るに熱田神宮の西六社と云ふ中に從一位素戔嗚神社と有る是なり、此事は其神宮の御事を注し奉る因みに傳廿四に云ふべし、同帳に知多郡從三位武雄名神有るは同神なるにこそ、又須男名神社大野信景が帳考に須佐村八劍宮敷と云へり、然れば須男は進雄の義なる事、下に云へる播磨國速風武雄神・備後國天照麻良建雄神と同例なる事云ふも更なるが、八劍宮と云ふ稱も此大神を祀れる社號なる由、傳廿四に云ふを合せ見る可し、(右の二社は式内にては非ざれども舊社と聞えたり、天孫本紀に、饒速日命十一世孫物部眞椋連公、須佐國造等祖と云へるは、此地に因れるにこそ、)又同帳に海部郡正一位津島牛頭天王、神社啓蒙に素戔嗚尊(中殿)稻田姬(東)八王子(西)と有りて、世に名高き津島祇園社はなり、天野信景が鹽尻に其祭神の異説を書して、中素戔嗚尊、左大己貴命、右少彥名命と云へり、門眞私記と云ふ物に、「素戔嗚尊の和魂韓國より歸朝坐して津島に留り給ひ、後尾張國に移り坐して新一島を起して永く鎮り坐す、(孝靈天皇御宇)其地を津島渡と云ひ津島里と云ふ、(元號_ニ藤浪里_一)神代に歸り給ひしは荒魂なり」と云へるは此社傳と聞えたり、然れども啓蒙に載せて、社家注進狀云、人皇三十代欽明天皇元年己未來_ニ臨于此地_一矣、又每歲有_ニ御葦神事者_一者、ト_ニ國中疫疾變異等_一と見えれば、帝王の歴代二十四世年數凡八百二十三年の差有り、今何れを正しとも定む可からざれど、其國人仁位信精と云ふ人の對馬島の事を書ける物に考ふるに、神名式に謂ゆる上縣郡島大國魂神社是其本宮なり、其社家私記に「上縣郡豐崎郷豐村島首明神は祭神素戔嗚尊なり、素戔嗚尊新羅國會尸茂梨の地に到り給ふ

時先づ此島に鎮り給ふ、此島神威有りて古來より人登る事能はず、若誤りて磯邊に寄る事有れば忽に祟り給ふ、所以に此島に社無く唯此一島を以て神社とし島首明神と稱す、社島は豊浦の東に在り、海上六町許なり、此島に奇石多く常に清泉流る、昔神功皇后新羅國御征伐の時、網懸の沖にて大三輪神崇を成し給ふに依りて皇后の御船危かりぬ、是を以て占ひ給ふに大三輪神の祟なるに依りて御祈願有りしかば、皇船恙なく豊村に著かせ給ふ、此に因りて皇后親く此島首明神を祭り給へるに大三輪神を配祭り、島首明神を以て本神とし大三輪神を以て那祖師明神と號し、二神一體として遙拜所を豊村の濱に建て祭り給ふ、即ち島大國魂神社是なり、又事代主命をして島大國魂御子神社に祭らる、今若宮と稱して那祖師明神の攝社とす、又同郡三根郷佐賀村宗形明神の攝神祇園神社所祭素戔嗚尊にして豊村島首明神なり、神功皇后新羅國凱旋の時此村に著かせ給ひしかば、即ち島首明神を勸請し給ひ島明神と號す、欽明天皇の御世に尾張國に勸請し給ふに至りて直に號を稱して津島神社と稱す、今祇園と稱せるは清和天皇より以後の號なり、(以上採要)と云へれば孝靈天皇御世の事と傳へたるは誤なりけるにこそ、(然れば此津島神社の本はしも、其豊村なる島大國魂神社を島首明神と申して、其より佐賀村に移して祭るより、尾張には其島首明神を勸請れるなりけり、和名抄郷名に尾張國海部郡志摩と有るは、若くは津島神社の地にて、本國なる島神社の稱を用ひたりしにこそ、)(又神名式に、遠江國敷智郡角避比古神社(名神大)文德天皇實錄に、嘉祥二年八月戊申詔以遠江國角避比古神一列官社、先是彼國奏言、此神叢社噉臨大湖、湖水所溉、舉土賴利、湖有二口、開塞无常、湖口塞則民被水害、湖口開則民致豐穰、或開或塞、神實爲之、請加崇典、爲民祈利從之と有り、上田百樹說に、遠江風土記に、角避比

古神社、浦無圭田、有百五十束三字田、宣化天皇元年丙辰所祭素戔嗚尊也、角避比古者尊之異名也と有る、角避は垂仁天皇七年御紀に強力以能毀角申鉤と有る意にて、此大神の亦名には寔に當れりと云へる實に然る説なり、駿河風土記に、安辨郡小梳神社、所祭素戔嗚尊與奇稻田姬命也、武藏風土記に、足立郡氷川神社、孝昭天皇三年戊辰所祭素戔嗚尊大己貴稻田比咩合三座也と有る、此二社の御事は事の因有りて已に上に云へり、又近江風土記に淺井郡岡本神社所祭素戔嗚尊也と有るは、神名式に載れる岡本神社の御事なり、和名抄郷名に岡本(乎加毛止)と有れば、此地に因れる社號と聞ゆ、又式に其竝に片山神社二座と有るに就きて考ふるに、山城國愛宕郡鴨岡本神社片山御子神社(大月次相嘗新嘗)有るも由有りける事共なり、又美濃風土記に、渥美郡莊神社三座、所祭素左能尊尊稻田比咩大穴持命也と有る、此は式外なり、所祭祇園津島水川などの社例に異ならず、(此に限らず凡て此三神は何れの社にても共に御在し坐す御事と見えて、神名式に能登國羽咋郡氣多神社は主神大己貴命に御在し坐す事申すも更なるに、彼の名勝志と云ふ物に、本殿は大己貴命與社は素戔嗚尊・稻田姬命なる由云へり、此を以て御夫婦に坐し御親子に御在し坐すを以て相離れさせ給はぬ理を想像奉る可し、其中殊に彼の國にては式の能登郡久志伊奈太伎咩神社は其后神に渡らせ給ふ事上に云へるが如く、又鳳至郡鳳至比古神社は天之冬衣神に坐し、又珠洲郡須々神社は出雲風土記國引文に謂ゆる高志之都々之三埼と思ほしければ、須々と申す神名は素戔嗚尊の御事と思ゆるかし、)又但馬風土記に、出石郡久畑郷有神、號久畑明神、所祭素佐能鳥尊也、春秋以午日祭之と見ゆ、此郷和名抄に見えず神社延喜式に被載ざりければ、中古よりの事にも有らむか、今久畑村一宮と云ふと云へり、又神名式に出雲國出

雲郡阿受伎神社有る次に同社須佐袁神社と有るは、其阿受伎神社は味耜高彥根神に御在し坐して、大神の御孫に當らせ給ふが故に、同社に御在し坐す御事なめり、又杵築大社（名神大）をしも中古より此大神を祭れる如く云ふは甚じき僻事なる由、已に先師等の論辨へられたるが如し、又同式の御碁神社は、傳十三に云へるが如く、此に上社下社と有りて此處謂ゆる宇迦山之山本なるが、名神記に、上社八束水神、八握髮尊者素戔鳴別稱也、蓋八握髮生之縁矣と有りて、此大神の三女神と共に御在し坐す本宮なり、委しくは上に註せるが如し、又同式飯石郡須佐神社は此大神と后神の宮處なる由已に云へりき、又隱岐國神名帳に正三位健酒佐能雄明神と云ふ有るに合せて、陽成天皇實錄に、元慶八年三月二十七日戊子授隱岐國正六位上健須佐雄神從五位下と所見たり、（此社の事今考ふ可き手著無しと雖も、傳十三卷に註せる式に見えたる、知夫郡由良比女神社、周吉郡玉若酢命神社、穩地郡水若酢神社名神大は共に其御女須勢理毘賣命に渡らせ給へば、此大神も式内の中に御在し坐すらむを、何れとも知り難し、或説に海部郡宇受加命神社名神大是なりと云へり、傳二十八に云ふべし、）又清和天皇實錄に、貞觀八年七月十三日乙卯授播磨國無位速素戔嗚神速風武雄神從五位下と有るも今詳ならざる社なり、考證に、播磨國鎔摩郡射楯兵主神社二座と有るに當れども、射楯は五十猛命、兵主は大己貴命なる事、予が委しき説有れば叶はず、偕此速風武雄神と申すも異神には非ざるにや其は速風は發語の如き物にて、武雄と云ふ狀を形容りたる語と所見たり、此大神の御名の上に建連と冠らせ奉れるをも思ひ合す可し、又式に備後國深津郡須佐能袁神社、上田百樹説に「同錄に、貞觀三年十月二十日庚申備後國正六位上天照眞良建雄神授從五位下と有る此か、若し然らば天照は月照の義、眞良建雄は眞荒健男の義にて、即ち須佐

之男命を申すなり」と云へるは然る説なるを、諾ひて傳六に委しく注せるが如し、此建雄と右の速風武雄の武雄と同じき事、上に云へる尾張國知多郡從三位武雄名神社の例に思ひ准らへて曉る可くこそ、傳二十三・二十四にも云へり考へ合すべし、又神名式に周防國佐婆郡劍神社所祭素戔嗚尊なり社記に神功皇后三韓を言向に御在し坐しける時、寶劍を奉りて勝軍の御事を祈らせ給ふ、其劍今に傳へて神體と成れり、此に依りて劍神社と云ふと云へり、清和天皇實錄に、貞觀九年八月十六日壬午授周防國從五位上劍神正五位下と所見たり、同郡出雲神社二座社説に、祭神大己貴命・事代主命なる由云へるも所縁有りげなる御事になむ、（此劍神社の神體は劍なるに就きて思ひ合す事有り、其は上なる尾張津島社の下に云へる對馬島上縣郡豐崎鄉豐村島首明神は素戔嗚尊の御事なるに、其社説に「神功皇后新羅より御凱旋の時、御船を進めて矛を奉幣と爲し給ひ、遙に島首明神を祭り給ひしより、今に至りて祇園神社を祭り奉るには矛を御幣と爲る事なり、此矛後世神と崇めて矛大明神と號す、今豐崎鄉鰐浦妙劍大明神是なり」と云へるも相似たる事なり、因云、諸國に妙見社とて多在る其像を見るに猛威の相有る神の劍を插したる狀なるは、右等の事共より此大神を妙劍と云ひ、其より妙見と轉じ云へるなる可きにや、）又神名式に紀伊國在田郡須佐神社（名神大月次新嘗）此大神の天より初度に天降り坐しける時に御在し坐し著かせ給へる地なる可き事、予委しき考有りて已に傳二十及上に云へるが如し、本國神名帳に從一位須佐大神と有る是なり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申奉授紀伊國從五位下須佐神從五位上と見ゆ、又同帳に名草郡正三位須佐大神と申すも有り、此は式外なりと雖も、和名抄郷名に名草郡須佐神戶、在田郡須佐郷有れば、此も彼も共に上右の神迹たる故由なる可し、紀國神社錄と云ふ

に當社の神威の事を載せて云はく、正保三年十一月上旬、隣里辻堂村池尻孫三郎、俄然兩眼直視、手足麻木、而編體流汗、親族大驚、少焉語曰、我是須佐大明神也、此般爲祟於神官之婦、汝曹從命而遷宮、余甚悅、然汝輩素疎我、如古作走馬場、又當以九月十四日爲祭神也、今以正月十四日、是非吾意也、九月十四日者我子山東伊馱禰會祭日而、我祭本是一日者也、且神職無官而奉仕余、以神扉之開闔如俗民之闈房、又務名利而忽々過于我矣、早可脫名絆利羈也、伊馱禰會嘗曰、何不罰彼乎、然余以爲此社家累世奉我者也、故赦焉、同三年十二月五日、保田莊民群聚從託宣相走馬場如舊規、則田園多廢、唯當以西山麓爲馬場、衆額而規之、一人急來云、祇今神又託曰、汝輩不識乎、西山不淨之地、如古自第二之華表直準而可規之、群民聽而驚止之、日已暮矣、又曰今止西山之土功尤好哉、是今所不欲也、十二月十三日、遂託宣繩規之、明年正月十三日起土功、莊民老弱子來、十六日功竣矣、自茲年以九月十四日祭、同年疑曰神之靈驗實可崇也、然是亦狐狸之所爲歟、即時神託曰、只今當良方者以我爲狐狸、我當罰、左近衛門聞之驚、請密宗僧而讀般若心經、神又曰、只今請僧誦經、余元不好佛經、然以彼驚恐赦之、慶安元年春、社家時將營神輿、與上野山（左近衛門）俱赴南京、命工而先容之、秋九月功已就矣、欲遣人而來之、夢神告曰、此般村民損財而購與、吾甚喜之、然取不淨者之財交于輿、若來中路而當毀敗矣、時將駭而探之、中島村春内之穢者之鏝交之、去此黨之物而債終不毀敗矣と云ひ又天正七年・元和元年・正保四年・慶安元年・同二年・同三年等の神威の事社家傳記及古老の傳に在り」と云へり、此を以て古より定まれる神祭の日を易ふ可からざる事、又無官にして重き神社に仕へ奉る事、又名利を務め

て神事に實無き事、又不淨の地を神祭の用に充つる事、又神の靈威を疑ひて狐狸に託する事、又僧徒を社に近附け染紙を神に聞え奉る事、又穢者の物を取りて神物と成す事などの大禁有る事を知るべきなり、（世の神異を云ふ輩、唯神祇の威靈有る事の表を説きて其神慮の裡を見ざるは如何にぞや、其は一向に神道者了簡と云ふ物にて、皇典の大道を説く事に心を深く盡さざるから、例の賣藥の能書をのみ尊びて藥功を試みざる譬の如し、又同書に、此神在昔住大和國芳野郡西川峯地、移于此國、出現神立神光谷之三神山、始而祀之創社と云へるは、神代の古き往昔の事なる可き事論を待たず、然れば予が考に取りて少かも妨無し、傳二十六卷に云へり考へ合す可し、又云はく、每歲正月朔卯日、伊太祁會社官十二人來而參社吾神、蓋以爲伊太祁會之父也と云へり、伊太祁會とは、式に謂ゆる名草郡伊太祁會神社名神大月次相嘗新嘗と有る是にて、即ち大神の御子五十猛命にて渡らせ給ふなり、猶傳二十五卷に注してむかし、

右安政四丁巳年十二月十七日始之、同五年三月十五日終之、同十二月二十三日甲子輿書焉。

昭和十三年九月二十五日印刷
昭和十三年九月三十日發行

鈴木重胤全集 第五

(非賣品)

編輯者兼
發行者

東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
樹下快淳

印刷者

東京市本郷區眞砂町三十六番地
日東印刷株式會社
龜谷良一

不許
複製

發行所
東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
鈴木重胤先生學德顯揚會

振替東京一五五五〇七番

741
49

終